

リウマチ通信

Vol. 22

平成 28 年 11 月号

関節リウマチの合併症（間質性肺炎）

関節リウマチに肺の合併症は多くみられます。間質性肺炎はその代表的なもので、リウマチの 10～30%に合併するといわれています。間質性肺炎というのは、細菌やウイルスが引き起こす通常の肺炎と異なり、本来自分を守ってくれる免疫力が間違っ​​て肺を攻撃してしまうことによっておこる自己免疫病です。図 1 のように肺の小さな袋（肺胞）と肺胞の間を埋めている組織に炎症が起こります。症状は痰を伴わない咳（空咳：からせき）や息切れです。CTで肺を輪切りにしてみると図 2 のように網の目状に白くなっている部分が間質性肺炎です。治療は進行のスピードによりますが、ステロイドと免疫抑制治療が中心です。早期に治療を行うことが重要ですので、年に 1 度は胸の X 線撮影を欠かさないようにしましょう。

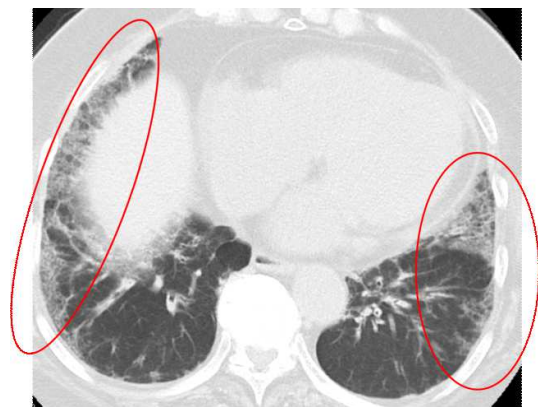
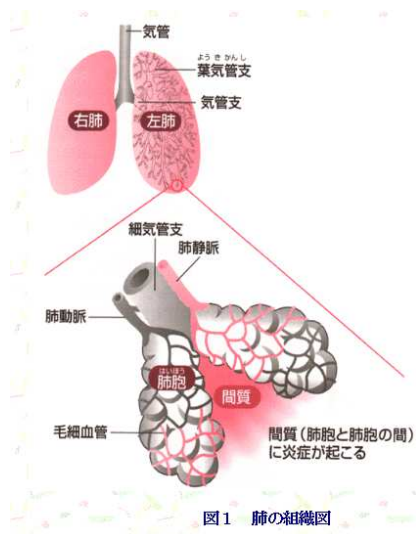


図2 間質性肺炎のCT画像（肺の一番下の断面）

（ 文責 医師 大村 浩一郎 ）

医療費控除

寒さが一段と厳しくなってきましたね。今のうちから確定申告に備えて準備をしておきましょう。

そこで今回は医療費控除についてご紹介します。

1月から12月までの一年間に自己負担された医療費が10万円を超えた場合、医療費控除の対象となります。ここでいう医療費とは、病院や診療所、処方箋受付薬局等で自己負担された保険診療分その他、風邪薬の購入代、治療目的の鍼・灸・マッサージ代、公共交通機関を利用した通院費、入院の際の部屋代、食事代、コルセットなどの医療用器具等の購入代、貸与代、介護保険制度での施設・居宅サービスの自己負担額、おむつ代なども含まれます。

また、生計を同一にされているご家族の医療費も合算することができます。確定申告で医療費控除を受けることで、納め過ぎた所得税が払い戻される可能性があります。

対象となる医療費領収証を残しておき、通院費など領収証が出ないものについては、公共交通機関名及び利用区間の金額、いつの診療分であるかなどをまとめ、金額を証明できるようにしておきましょう。

医療費控除についての詳細は、お住まいの市区町村の確定申告担当課、もしくは確定申告会場などへお問合せください。

(文責 社会福祉士 佐々木 礼)

患者さんからの原稿・記事を募集します

みなさんが普段感じておられることや、楽しかったこと、困ったこと、提案、相談などを記事にしてみませんか？内容は自由です。詩や短歌、絵や写真などでも結構です。みなさんと一緒につくるリウマチ通信になればいいなと思っています。直接原稿をお持ちいただいてスタッフに渡していただくか、Eメールにてリウマチセンター（ra-jyu@takedahp.or.jp）までお送りいただくかお願いいたします。

では、みなさんからの寄稿をお待ちしております。